

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第55号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉部、課長の項委任する事務の範囲の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成27年12月28日から施行する。